

保険のしくみとその働き

1. 保険の意味としくみ

(1) 保険の意味

私たちの日常生活では偶発的な事故のために、経済生活に支障をきたすことが少なくない。たとえば失業、病気、交通事故、果ては死亡といった事故で経済生活が満足に営めないような事態になることがある。また、火災、風水害その他の事故で家財に損害をうけたり、商品、工場、事業所などに損害をうけたりすることもある。保険はこのような事故による損害から私たちの経済生活を守るための制度である。すなわち、保険とは、「同じ種類の経済上の危険にさらされている多数の人が集まって、それぞれが、あらかじめ定められた一定の金額を出し合い、現実には事故が発生した場合には、その損害に対して、一定の基準による給付を受けることを目的とした経済制度である。」といえる。

(2) 保険の要素

保険に欠くことのできない本質的な要素としては、第一に保険は同じような危険にさらされている多数の人が集まることが必要である。なぜならばそれによつて初めて、事故発生の平均的な可能性も見込まれることになり、また、事故発生に伴う危険の分散を図ることができるからである。

第二に保険は偶発的な事故をその対象としたものでなければならない。つまりその事故の発生について、発生するかどうか、あるいは、いつ発生するかという点で保険をかける人（保険契約者）や保険を引き受ける人（保険者）の意思や行為の自由にならないことが重要な要件の一つである。

第三に保険、特に損害保険は、事故によつてうける損害をてん補するためのものであつて、保険によつてもうけてはならないということである。たとえば、100万円の値打ちしかない建物に、200万円とか300万円とかといった金額の保険を掛けることは、いわゆる超過保険となるわけで、その超過部分の契約は商法の規定により無効となつている。

第四に保険に入る人（保険契約者）は保険を引き受ける人（保険者）との間に、事故による損害をてん補の約束（保険契約）をするわけであるが、その際、あらかじめその約束の対価（保険料）を支払うことが必要である。

この保険料は、危険の発生率（危険度）をもとに算出される純保険料と保険者の費用その他の割増分（付加保険料）の二つからなつている。純保険料は、危険度に対する安全割増とか、長期の保険契約における利殖要因（予定利率）などの要素が勘案され合理的に算出される。

(3) 保険の働き

保険の経済的な効用は、まず保険契約者（又は被保険者）の立場においては、不慮の損害に対する準備としての意味を持つ。経済生活の発展につれて、不慮の損害に対して、貯蓄などによる自力救済の可能な範囲が狭ばまつてきており、従つて、これをてん補する役割をもつ保険の重要性はますます高まつてきている。この最も本質的な役割に付随して、信用力の増加という効用があげられる。たとえば保険契約を結ぶことにより、財産の担保価値が増加し、信用力が保証されることが期待できる。次に保険会社の立場においては、金融機関としての機能、つまり収入保険料を公社債、株式などの有価証券や、土地、建物などの不動産に、または貸付に投資運用することにより、国民経済運営の一環をになう重要な役割を果たしている。

また、最近では、保険会社がガンや結核予防の検診を行うとか、防火施設の普及に努めるとか、住宅公団へ融資をするとか積極的に社会福祉に貢献している面も少なくない。

2. 保険の種類

保険にはいろいろな種類があり、さまざまに区分されている。保険の対象に着目して、それが人の生死や傷害であるものを人的保険、物であるものを物的保険とする分け方、保険者の性格に着目して民営保険と公営保険に分ける分け方があるほか、任意保険と強制保険、定額保険と評価保険などの分け方もある。ここでは、実際に即して便宜上、私保険と政策保険の二つに大別して説明することとする。

(1) 私保険

私保険の特徴は、保険に加入するかどうかはめいめいが自分の意思で決める任意保険であること、そしてこのためたとえば、50万円なり、100万円の保険をつける場合、どれだけの保険料を払うかはだれでもが同じであつて、保険に入る人の負担能力によつて差別されない、つまり保険料と保険金との間には一定の比率が保たれていることである。

私保険は、対象とする事故の種類によつて、さらに生命保険と損害保険に分けられる。なおこれには、政府の経営になる公営保険の形式をとりながらも私保险的性格を有する簡易生命保険も含まれる。

(2) 政策保険

政策保険は国やその他の公共団体が、公共的な政策を実現する目的をもつて運営しているもので、社会保険と経済政策保険の二つに分けられる。

社会保険は、貧困、失業、疾病、傷害、死亡などの社会問題に対する国の対策の一つで、任意保険と異なり、加入の強制、負担能力に応じた保険料の支払、国庫補助などの特徴をもっている。わが国で現在行われている社会保険には、健康保険、国民健康保険、船員保険、労働者災害補償保険、雇用保険、厚生年金保険、国民年金保険などがある。

経済政策保険は、国が産業保護の目的で行うもので、社会保険が人的保険であるのに対して、これは事業者の財産、収益等を対象とする物的保険である。現在行われている経済政策保険には農業災害保険、森林火災保険、漁船保険、中小企業信用保険、輸出信用保険などがある。

なお、政策保険の保険者は、国、地方公共団体、または特別の法律で設けられた公共的団体もしくはこれに類するものが主であつて、便宜私的企業である保険者を經由する場合もある。

3. 保険の具体的な働き

保険には、前述のように各種のものがあるが、一般にひろく「保険」という呼称で代表されるものは民間保険である。そこで、以下民間保険事業についてその働きをもう少し具体的に述べることにする。なお、わが国の民間保険事業については、その公共的性格に着目して諸外国と同様に国による厳重な監督が実施されており、その根拠として保険業法（昭和14年法律第41号）をはじめ関係法令が制定されている。なお所管官庁は現在大蔵省（銀行局保険部）である。

(1) 保険会社の経営形態

わが国における民間保険の経営形態は、保険業法によつて、大蔵大臣の事業免許を受けた一定の規模をもつ相互会社と株式会社の2種に限定されている。

相互会社は、保険事業を営むための独特の形態である。すなわち、相互会社は、保険契約者によつて構成され、保険契約者が保険に加入することによつて保険契約者の資格と社員の資格を同時に取得して相互に保険を行う仕組みになつている。

この組織は、設立当初の資金として外部資本である基金（3千万円以上）をもつて発足し、株主はおらず、その運営は、保険契約者である社員が集まつて開く社員総（代）会で決定される。

なお、この組織は非営利組織で、決算の剰余金は、その大部分が社員配当として保険契約者である社員に分配される。

株式会社については、保険業法によつて資本金（3千万円以上）の制約と保険金の優先支払義務が課されているが、これらの点を除けば一般の株式会社と同様である。

わが国の保険会社は、現在、生命保険会社23社中16社、損害保険会社23社中2社、計18社が相互会社組織をとつている。特に生命保険会社に相互会社が多いのは、保険会社と社員関係を結合する相互組織が保険関係の長い生命保険事業により適しているためであるとみられている。

以上、わが国の保険会社には相互会社組織のものと株式会社組織のものとの二つの形態があり、両者の間には法的な面で差異があるが、実際の経営活動においては、たとえば株式会社も契約者配当を行つているし、また、相互会社の保険契約者の大多数は保険会社の経営に参加している意識はうすく、単なる保険契約者と考えているのが実情であつて、両者の間に実質的な差異はないようになつている。

(注) 民営保険事業を営むものとして、以上のほか、外国保険事業者に関する法律(昭和24年法律第181号)に基づく外国保険事業者及び特別法に基づく組合がある。

(2) 生命保険の運営

(1) 生命保険の特徴

生命保険は、人の生死を保険事故とし、それによつてもたらされる経済的需要を充たすことを目的とする保険であることから、他の保険種類にはみられないいくつかの特徴をもっている。

第一に、保険事故が人の生死であること、第二に、保険期間が一般に長期間であること、第三に、保険料が死亡率または生存率を重要な基礎として算出されること、第四に、保険事故が発生した場合に支払われる保険金額が、具体的な損害の有無またはその額のいかに関係なく契約であらかじめ定められた一定の額であること(定額保険)、第五に、生命保険会社は、その資金が長期資金であるため長期金融機関としての機能を有していることなどである。

(2) 生命保険の種類

生命保険の種類にはいろいろあるが、保険金の支払いが被保険者の生存を条件としているか死亡を条件としているかによつて、死亡保険、生存保険、更に両者を組み合わせた養老保険(生死混合保険)の三つに分けるのが最も一般的である。すなわち、死亡保険とは被保険者の死亡を保険事故とし、一生あるいは一定期間これを保険するものであり、生存保険とは一定期間または一定の年齢に達するまで生存した場合にのみ保険金を支払うものをいい、生死混合保険とは死亡保険と生存保険を併用したものであるが、これには満期保険金と死亡保険金が等しい養老保険と、満期保険金より死亡保険金の方が大きい定期付養老保険に区分される。このほか、の特殊な形態のもので、年金を終身に亘り、または生存している間の一定期間に亘り支払う年金保険がある。

現在わが国の生命保険の大宗を占めているのは、生死混合保険に分類される養老保険及び定期付養老保険であるが、最近では、高齢化社会の進展に伴い、老後対策ニーズの高まりに呼応した商品である個人年金保険や終身保険等のほか主契約に入院、手術等の医療給付を組み込んだ疾病保険の開発が目立っている。

(3) 生命保険の販売

生命保険は一種の契約であるので、普通の契約と同じように、契約の申込みによつて始まる。ある人が生命保険会社に契約を申し込み、生命保険会社がこれを承諾することによつて、契約が成立する(諾成契約)。しかし、契約者からの契約申込みを待つていたのでは、なかなか契約が集まらないので、生命保険会社は全国的に広く募集機構を持つて募集している。これは出先機関である支社(これに類するものとして、月掛営業所その他)、支部とその下で働く数多くのいわゆる外務員(会社の職員としての身分をもつ人がほとんどである。)によつて構成されている。また、このほかには生命保険会社と委任契約を結んだ諸代理店がある。これらいわゆる外務員(正式には生命保険募集人)の数は募集代理店及びその使用人も含めて昭和60年3月末現在で約45万人に及んでいるが、これらの者が行う募集活動にはいろいろな問題が生じやすいので、戦後「保険募集の取締に関する法律」(昭和23年法律第171号)が制定され、外務員は大蔵省に登録しなければならず、その募集活動にはいろいろな規制が加わり、また、その活動に対する生命保険会社の責任が定められるなど保険契約者の保護が図られた。しかし、現在、外務員は個々の契約締結見込者に保険契約の募集を行うが、契約の締結権、保険契約者からの告知の受領権は与えられていない。

(4) 生命保険の保険料、契約者配当

生命保険に加入したものが契約に従つて支払う保険料は、大要次のようにして計算される。一般に保険料と呼ばれるものは、純保険料と付加保険料の二つの部分から成っている。このうち純保険料というのは、毎年どの位の人が死んで、どの位の保険金を支払うことになるかという計算の基礎になる死亡表(予定死亡率)と、集めた保険料を運用した場合の利回りがどの位になるかという予定利率をもとにして計算される。一方付加保険料は、生命保険会社が契約を集めたり、これを整理管理したりするのに要する経費、すなわち新契約費、維持費、集金費と事業の運営に必要な経費(予定事業費率)を見積つたものである。生命保険会社はこのような保険料を受け取り、これを運用し、利殖し、その中から保険金を支払い、人件費などいろいろな経費を払つてゆくものである。このようにして保険事業を運営した結果、生じた剰余は一定の基準で保険契約者に社員(契約者)配当として還元されている(利源別配当方式という)。

従つて、保険契約者が生命保険会社に支払う実質の価格は、支払つた保険料と受け取つた配当金の差額、すなわち正味保険料であるといえる。

(ホ) 生命保険会社の資産の蓄積とその運用

生命保険会社は、普通の会社と同様に資本金（基金）や法定準備金のほかに、保険契約準備金という名で総称される生命保険会社特有の準備金を積みたてている。

保険契約準備金には、責任準備金（後述）、契約者配当準備金（保険契約者に契約者配当を行うために積みたてたもの）、支払備金（支払事由が発生したが未だ支払われていない保険金・解約返戻金相当額を積みたてたもの）などがある。

責任準備金とは、将来の保険金支払に備えて、保険契約者のために収入保険料の一部を留保して積みたてたものであつて、その積立方法に純保険料式やチルメル式等がある。

なお、責任準備金には未経過保険料と保険料積立金のほかに異常死亡等に備えて剰余金の一部を積みたてた危険準備金が含まれている。

このように積みたてられた各種の準備金に見合う生命保険会社の資産（59年度末 45兆7,400億円、その8割以上が責任準備金に見合う資産である）の運用は、事業の公共性と資金の長期性にかんがみ、法令による規制の下に、安定性、収益性、多様性等の投資原則を重視しながら、国の施策（財政投融资）に積極的に協力することや産業部門に長期設備資金を供給することに重点をおいて行われている。

(3) 損害保険の運営

(イ) 損害保険の特徴

損害保険は財産や債権に対する偶発的な事故を対象とするもので、次のような特徴をもっている。

まず第一に、損害保険は生命保険に比べて事故の発生がより不安定的である。そして科学や経済の発展につれ個々の事故による損害がますます巨額となつてきている。

第二に、このため危険分散のための手段として、損害保険では、引き受けた保険債務を更に保険に出すという再保険や保険を共同で引き受ける共同保険、保険プールなどの制度が広く利用され、この制度を通じて、国内的、国際的に保険会社間の結び付きができています。

第三に、損害保険は生命保険に比べて契約期間が短く原則として1年となつている。このため、損害保険会社の資金は短期資金としての色彩が強い。もつとも最近においては、長期総合保険のような長期契約の保険も普及してきており、そのウェイトは着実に高まつてきている。契約期間の短期性は資産の運用に影響しており、損害保険会社の資金は短期資金としての色彩が強く、またその絶対額も小さい。

第四に、損害保険は企業保険的分野が比較的広い。これは損害保険の性質上家計分野のみならず広く経済全体のさまざまな財産等に対する危険を対象とするのは当然だからである。もつとも、近年自動車保険の普及により家計部門の比重が著しく増大してきている。

(ロ) 損害保険の種類

損害保険には、火災によつて生ずる損害をてん補する火災保険、航海中の船舶や積荷に対する損害をてん補する海上保険、陸上の運送貨物に対する運送保険、自動車の運行によつて生ずる損害をてん補する自動車保険などのほかに、それ以外の様々な危険や、様々な保険対象について個々別々に多くの保険種類ができています(新種保険)(個々の保険種類の詳細については、「保険種類の解説」参照)。

(ハ) 損害保険の販売

損害保険会社の募集機構としては、各地方に支店、営業所等があり、これらの社員が直接契約の募集にあつているものもあるが、主として、会社の委託契約により結ばれた代理店によつて契約の募集が行われている。この点、外務員によつて募集を行う生命保険とはかなりおもむきが異なつている。これらの者が行う募集活動については、生命保険の場合と同様に「保険募集の取締に関する法律」によつて種々規制されている。なお、代理店は契約の締結と保険料受取の権利は委ねられているが、損害の査定、保険金支払の権限は与えられていない。代理店は収入保険料に応じた代理店手数料を会社から受けている。

(ニ) 損害保険の保険料

損害保険の保険料は、保険の対象となる危険の危険度から算定される純保険料と代理店手数料、事業費や適正な利潤からなる付加保険料から構成されている。損害保険の保険料は各社で算出するものと、「損害保険料率算出団体に関する法律」(昭和23年法律第193号)に基づいて損害保険料率算定会が算出するものがある。火災、傷害、海上(国内貨物)、運送(国内)などの各保険種類の保険料については損害保険料率算定会が算出し大蔵大臣の認

可を得た上で各社が使用する形をとっている。

なお、自動車保険及び自動車損害賠償責任保険については、昭和 39 年 1 月に別に設立された自動車保険料率算定会が料率算定を行っている。

(ホ) 損害保険会社の資産運用

損害保険会社も、生命保険会社と同様に、将来の保険金等の支払に備えて責任準備金を積みたてている。これに見合う資産が損害保険会社が運用している資産のおもなもので、このほか、資本金や法定準備金とか、いわゆる 86 条準備金などがあることは生命保険会社の場合と変りがない。責任準備金は将来支払うこととなる保険金や、満期返戻金、解約返戻金などにあてるために積みたてておくものである。

この責任準備金を構成する主要なものは次の二つである。

一つは未経過責任に対応する責任準備金（狭義の責任準備金）であり、収支残（その事業年度中の契約の保険料収入から、その契約に基づいて年度中に支払った保険金、会社の経費などを差し引いたもの）か未経過保険料（契約期間がその年度から次の年度にかけてまたがつている場合、その次年度にまたがつている部分に相当する保険料）のいずれか多い方の金額を積みたてることとなっている。

他の一つは、異常災害に備えるための異常危険準備金であり、每期収入保険料の一定率以上を積みたてることになっている。このようにして積みたてられた資金は、生命保険会社の場合と同様に、安全性、収益性、流動性の原則にたつて運用されており、最近においては公共的部門への投融資も目立っている。

なお、損害保険会社の場合には、生命保険会社と異なり、契約期間が短期であるため運用にあたつて流動性が重視されている。